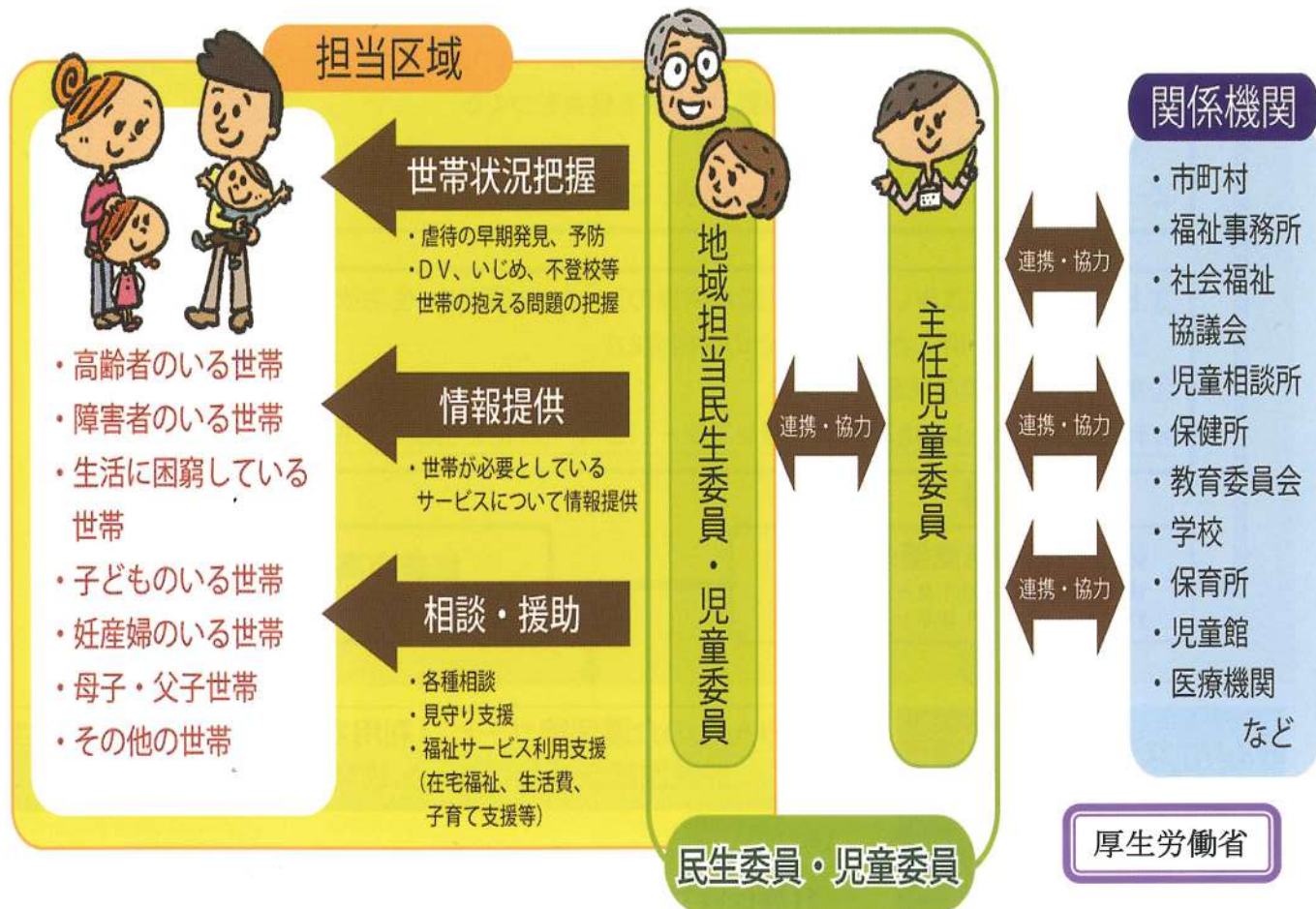


# 佐倉地区民生委員・児童委員だより

発行：佐倉地区民生委員・児童委員協議会 会長 阿部 和子

## 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について



新しい仲間です。

	3 松本 利浩
地区	モアクレスト佐倉



『支えあう 住みよい社会 地域から』



みんないい人 じどういい人  
民生委員児童委員は  
あなたの相談相手です

この地区の担当民生委員・児童委員は私です。

TEL \_\_\_\_\_

守秘義務を守りますので、安心してご連絡ください。

# みんなの介護保険サービス利用ガイドの紹介

介護保険のサービスを利用するには、一定の手続きを経て利用者になる必要があります。利用したいサービスにより手続きの窓口・方法が異なりますので、まずは、どんなサービスを利用したいかを検討してみましょう。

相談は、地域包括支援センター・佐倉市高齢者福祉課「介護認定班」へご相談下さい。

- ① 日常の事は、ほとんどひとりでできるが、身体機能の低下等により次のサービスのみ利用したい  
\*施設に通い、他者との交流や運動、外出する機会をつくる  
\*訪問を受け、家事を支援してもらう
- ② どんなサービスを利用すれば良いか相談しながら決めたい

- ③ 上の①・②には該当しない場合（福祉用具のレンタル・購入や、住宅改修、ショートステイ、施設入所等を利用したい ※①との併用含む）
- ④ 常に介護が必要な状態である  
※判断に迷う場合は、地域包括支援センター（19ページ）にご相談ください。

## 佐倉地域包括支援センター

住所：宮前3丁目12-1  
☎：043-488-5151

## 佐倉市高齢者福祉課

（介護認定班 ☎043-484-1771）

## みんなの介護保険 サービス利用ガイド

平成30年度版



佐倉市 高齢者福祉課

みんなの介護保険サービス利用ガイドをご希望のかたは、  
地域包括支援センター・佐倉市高齢者福祉課へ

介護保険サービスを利用し、家族と共に幸せな、人生を過ごせますように、本人の体力を付ける努力も必要です。

人生100年時代を迎える今、希望をもち、日頃から身体を動かす運動などに、心がけましょう。



民生委員

## 民生委員児童委員は

## あなたの身近な相談相手

支援を必要としている地域住民の相談相手であり、行政や福祉関係機関との橋渡し役です！